

議事日程

守口市門真市消防組合議会臨時会

平成二十六年七月四日（金）

午前十時開会

第三	第二	第一	日程
選 第 一 号			事 件 番 号
議長の選挙	会期について	仮議席の指定	事 件 名
			備 考

議事日程

守口市門真市消防組合議会臨時会

平成二十六年七月四日（金）

午前十時開会

日程	事件番号	事件名	備考
第七	議案第七号	守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案	
第六	選任同意第一号	監査委員の選任について	
第五	選第二号	副議長の選挙	
第四		議席の指定	

平成二十六年七月四日

守口市門真市消防組合議会臨時会会議録

守口市門真市消防組合議会臨時会会議録

(守口市門真市消防組合消防本部会議室)

○ 出席議員(十四名)

○ 議事日程

平成二十六年七月四日(金) 午前十時開会

- 日程第一 仮議席の指定
- 日程第二 会期について
- 日程第三 選第一号 議長の選挙
- 日程第四 議席の指定
- 日程第五 選第二号 副議長の選挙
- 日程第六 選同意第一号 監査委員の選任について
- 日程第七 議案第七号 守口市門真市消防組合火災予防
条例の一部を改正する条例案

一番	武田 朋久	議員
二番	内海 武寿	議員
三番	井上 まり子	議員
四番	戸田 久和	議員
五番	吉水 丈晴	議員
六番	日高 哲生	議員
七番	亀井 淳	議員
八番	福西 寿光	議員
九番	真崎 求	議員
十番	松本 満義	議員
十一番	西田 久美	議員
十二番	小鍛冶 宗親	議員
十三番	木村 剛久	議員
十五番	池嶋 一夫	議員

○ 欠席議員(一名)

十四番 甲斐 礼子 議員

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

管理者	西端勝樹
副管理者	園部一成
消防長	児玉勝美
次長	稲田英之
守口消防署長	日比敏夫
門真消防署長	四橋勝
警備課長	熊本正雄
総務課長	久野隆博
予防課長	前嶋文夫
司令課長	片山英樹
特別救助隊長	好川和彦
会計管理者	奥野清一

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

守口市市民生活部長	神野浩一
守口市危機管理課長	西端義晶
門真市総務部長	森本訓史
門真市危機管理課長	石丸琢也

○ 議会事務局出席職員

総務課課長補佐	山田幸彦
総務課主幹	降幡博
総務課総務係長	阪本利弘
総務課総務係	大橋頼寛

~~~~~

午前十時開会

○ 山田幸彦総務課課長補佐 おはようございます。

会議を開会されるに当たりまして、事務局から一言申し上げます。

本日は守口市議会及び門真市議会において、消防組合議会議員の改選が行われ、初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第七十条の規定に基づきまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

つきましては、本日御出席の議員のうち年長の議員は日高哲生議員でございますので、ここに御紹介を申し上げます。

日高議員、議長席に御着席願います。

(日高哲生臨時議長議長席に着く)

○ 日高哲生臨時議長 ただいま御紹介をいただきました日高哲生でございます。

地方自治法第七十条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。なお、私の職務は、新議長を選挙するまでの極めて短時間でございますので、御挨拶は省略させて

いただきたいと思います。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

これより組合議会臨時会を開会いたします。

開会に当たりまして、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 日高哲生臨時議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 皆さんおはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切なる御指導、御助言を賜り、心から感謝を申し上げます次第でございます。

この度、議員各位には、守口・門真両市議会の役員改選により、本消防組合議会議員をお願いすることになりました。議員各位におかれましては、消防行政の円滑な運営のため、なお一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、議会の構成を初め、選任同意一件、条例一件に関し、御審議をいただくことと

相成っております。よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○ **日高哲生臨時議長** それでは、これより会議を開きます。

書記から本日の欠席議員等の報告を受けます。

○ **山田幸彦総務課課長補佐** 御報告申し上げます。

本日欠席届出議員は、甲斐議員一名、現在出席議員数は十四名でございます。

以上、御報告を終わります。

○ **日高哲生臨時議長** 定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。

この際本日の会議録署名議員を定めます。武田議員、木村議員をお願いを申し上げます。

日程に入ります前にここで、消防組合幹部職員の紹介を受けることといたします。

○ **児玉勝美消防長** 議長

○ **日高哲生臨時議長** 児玉消防長

○ **児玉勝美消防長** それでは、ここで消防組合幹部職員を紹介させていただきます。

私、消防長の児玉勝美でございます。何とぞよろしくお

願いたします。

消防本部次長の稲田英之でございます。守口消防署長の日比敏夫でございます。

門真消防署長の四橋勝でございます。

警備課長の熊本正雄でございます。

総務課長の久野隆博でございます。

予防課長の前嶋文夫でございます。

司令課長の片山英樹でございます。

特別救助隊長の好川和彦でございます。

以上の体制で、市民の安全確保に信頼される消防体制づくりに努めてまいりたいと思いますので、何とぞ御指導、ごべんくださいいただきますようよろしくお願いいたします。

○ **日高哲生臨時議長** 紹介は終わりました。

これより議事に入ります。直ちに日程に入ります。本日、臨時議長において行う日程は、お手元の議事日程のとおり日程第一「仮議席の指定」から日程第三、選第一号「議長の選挙」までの計三件を付議すべきこととなっております。

それではまず、日程第一「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、臨時議長において指定いたします。各議員の氏名とその仮議席の番号を書記から朗読させます。

○ **山田幸彦総務課課長補佐** 敬称は略させていただきます。

- 一番 武田 朋久
  - 二番 内海 武寿
  - 三番 井上 まり子
  - 四番 戸田 久和
  - 五番 吉水 丈晴
  - 六番 日高 哲生
  - 七番 亀井 淳
  - 八番 福西 寿光
  - 九番 真崎 求
  - 十番 松本 満義
  - 十一番 西田 久美
  - 十二番 小鍛冶 宗親
  - 十三番 木村 剛久
  - 十四番 甲斐 礼子
  - 十五番 池嶋 一夫
- 以上でございます。

○ **日高哲生臨時議長** ただいま朗読したとおり、仮議席を指定いたしました。

次に、日程第二「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日一日といたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **日高哲生臨時議長** 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第三、選第一号「議長の選挙」を行います。

○ **二番 内海武寿議員** 議長

○ **日高哲生臨時議長** 内海議員

○ **二番 内海武寿議員** 動議を提出いたします。

この選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選とし、かつ、その指名は臨時議長に一任いたします。

○ **日高哲生臨時議長** ただいま内海議員から、選挙の方法は指名推選とし、かつ、その指名は臨時議長に一任するとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題としてお諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **日高哲生臨時議長** 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、私から御指名申し上げます。組合議会議長には、池嶋一夫議員を御指名申し上げます。お諮りいたします。ただいまの被指名人をもって当選人とすることに御異



議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **日高哲生臨時議長** 御異議なしと認めます。よって、組合議会議長には、池嶋一夫議員が当選人と決しました。

この際池嶋議員より御挨拶を受けることといたします。

○ **池嶋一夫議長** 一言御礼の御挨拶を申し上げます。

この度、皆様方の御推挙を得まして、消防組合議長の重責を賜りましたことは誠に光栄の至りでございます。

もとより私は浅学非才ではございますが、皆様方の御指導、ごべんたつをいただき、誠心誠意努力を傾注し、この重責を全うしたい所存でございます。何とぞ皆様方におかれましては、今後ともより一層の御支援を賜り、円滑な組合議会の運営に御協力くださいますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。

○ **日高哲生臨時議長** 議長の挨拶は終わりました。

それでは、私の職務はこれにて終了いたしましたので、新議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

(日高哲生臨時議長退席、池嶋一夫議長議長席に着く)

○ **池嶋一夫議長** それでは、引き続き議事を行います。本日の日程は、お手元の議事日程のとおり、日程第四「議席

の指定」から日程第七、議案第七号「守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案」までの計四件を付議すべきことと相成っております。

それでは、日程第四「議席の指定」を行います。議席は、議長において指定いたします。各議員の議席は、現在御着席の番号をもって指定いたします。

次の日程に入るに先立ち、私から御報告申し上げます。監査委員から去る三月から六月に行われました「例月出納検査の結果について」文書をもって報告がなされております。

以上、報告事項を終わります。

引き続き日程に入ります。それでは、日程第五、選第二号「副議長の選挙」を行います。

○ **十番 松本満義議員** 議長

○ **池嶋一夫議長** 松本議員

○ **十番 松本満義議員** この際動議を提出いたします。

この選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選とし、かつ、その指名は議長に一任いたします。

○ **池嶋一夫議長** ただいま松本議員から、選挙の方法は指名推選とし、かつ、その指名は議長に一任するとの動議が提

出されました。よって、本動議を直ちに議題としてお諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 池嶋一夫議長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、私から御指名申し上げます。組合議会副議長には井上まり子議員を御指名申し上げます。お諮りいたします。ただいまの被指名人をもって当選人と決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 池嶋一夫議長 異議なしと認めます。よって、組合議会副議長には井上まり子議員が当選人と決しました。

この際井上議員より御挨拶を受けることといたします。

○ 井上まり子副議長 一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様からの御推挙を賜りまして、この度、副議長に就任いたしました井上まり子でございます。伝統ある本消防議会の副議長に当選させていただきまして、心より厚くお礼を申し上げます。また、同時に責任の重さを痛感いたしましたしております。経験豊かな議長を補佐し、微力ではございますが、一生懸命勤めさせていただきたいと思っております。

議会運営につきましては、慎重審議をモットーに努力をしておりますので、今後とも議員各位の御指導、ごべんたつを賜りますことを心よりお願いを申し上げます。選任の御挨拶とさせていただきます。

○ 池嶋一夫議長 次に移ります。日程第六、選任同意第一号「監査委員の選任について」を議題といたします。

この際申し上げます。地方自治法第一百七条の規定により、当該議員の退場を願うことといたします。

（当該議員退場）

○ 池嶋一夫議長 書記をして議題を朗読させます。

○ 山田幸彦総務課課長補佐 選任同意第一号

監査委員の選任について

守口市門真市消防組合 議員 福西 寿光 守口市議会議員

議員の中から選任すべき監査委員に、右の者を適任と認め選任したいので、議会の同意を求めます。

平成二十六年七月四日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 池嶋一夫議長 理事者より提案理由の説明を求めます。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 池嶋一夫議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 ただいま上程されました、選任同意第一号「監査委員の選任について」でございますが、この度の両市議会の改選によりまして、議会議員の内から、お願いをいたしておりました監査委員が欠員となっておりますので、守口市選出の福西寿光議員を最も適任と認め、選任いたしたく存じますので議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 池嶋一夫議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、選任同意第一号を採決いたします。本件はこれを同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 異議なしと認めます。よって、本件はこれ

を同意することに決しました。

この際御退場願っております福西議員の入場を願うことといたします。

(福西議員入場)

○ 池嶋一夫議長 この際福西寿光議員に申し上げます。

本件について、ただいまの審議の結果、同意することになりました。

○ 福西寿光議員 この度、本消防組合議会選出の監査委員として御同意をいただき、私といたしましては、この上もない光栄と存じております。

今後、この重要な職務遂行のために、全力を挙げて努力いたしたいと存じておりますので、皆様方より一層の御指導、御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○ 池嶋一夫議長 次に移ります。日程第七、議案第七号「守

口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

○ 二番 内海武寿議員 議長

○ 池嶋一夫議長 内海議員

○ 二番 内海武寿議員 この際動議を提出いたします。

ただいま議題とされました議案第七号の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されんことを望みます。

○ 池嶋一夫議長 ただいま内海議員から、議案第七号の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されたいとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題とし、お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 池嶋一夫議長 異議なしと認めます。よってさよう決しました。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 山田幸彦総務課課長補佐 議案第七号

守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案

守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十六年七月四日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 池嶋一夫議長 提案理由の説明を求めます。

○ 前嶋文夫予防課長 議長

○ 池嶋一夫議長 前嶋予防課長

○ 前嶋文夫予防課長 それでは、議案第七号「守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案」につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議七・一及び二をお開きいただきたいと存じます。あわせまして、付議事件参考資料議七・一及び二を御参照賜りたいと存じます。

平成二十五年八月に京都府で発生しました福知山花火大会火災を踏まえ、対象火気器具等の取扱いに関する規定の整備を図るものでございます。

それでは、条例の主な内容につきまして御説明申し上げます。祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて、火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、液体燃料、固体燃料、気体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具並びに使用に際し火災の発生のおそれのある器具を使用する場合は、消火器を準備した上で使用することを定めるものでございます。

最後に、本条例の附則でございますが、施行期日を平成二十六年八月一日と定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第七号の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 池嶋一夫議長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

○ 七番 亀井淳議員 議長

○ 池嶋一夫議長 亀井議員

○ 七番 亀井淳議員 十八条の説明の中で、花火などの多数の者の集合する場合ということで記載されているんですけども、規模が小さい場合については、どのように対応されるものなのかお聞かせください。

○ 前嶋文夫予防課長 議長

○ 池嶋一夫議長 前嶋予防課長

○ 前嶋文夫予防課長 ただいまの亀井議員の御質問にお答えします。

具体的に何名からというのではなく、多数の人が一定の場所に集まり混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まるおそれのある催しを想定しています。

例えば、小学校等の校区で複数の自治会が集まる催しについては、消火器の準備が必要となります。しかしながら、単一の自治会が行う催しや幼稚園で保護者が主催するもち

つき大会のようなものについては、相互の面識のある者の催しとして対象外となります。

ただし、当消防組合といたしましたは、対象外であっても火を使用する器具を取り扱うことは、何らかの危険が存在することになりますので、消火器、水バケツを準備するなどの一般的な火災予防のための準備はしていただくようお願いをしていきます。以上でございます。

○ 池嶋一夫議長 亀井議員にお尋ねいたします。再質問はございますか。

○ 七番 亀井淳議員 ありません。

○ 池嶋一夫議長 他に質疑はございませんか。

○ 「質疑なし」と呼ぶ者あり

○ 池嶋一夫議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○ 「討論なし」と呼ぶ者あり

○ 池嶋一夫議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第七号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

○ 「異議なし」と呼ぶ者なし

○ 池嶋一夫議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、一般質問に入ります。通告のございました戸田議員から質問を受けることといたします。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 私の方に三月及び五月に寄せられた内部告発的な文書、封書とはがきについて質問します。

ここに持ってきてきますけれども、一つは三月十三日付けで発送された封書、パソコン打ちで差出人は全くなし、A四の用紙二枚です。もう一つは、五月二日発送のはがきで、鉛筆で手書きで、意図的なくにやぐにやの文字で書いてあるということがあります。それについて、内部告発なのか、それとも根拠のない規模の怪文書なのかというところが、判断が正直、結構難しいところがあります。また、何らかの正当性があつた場合に、それを秘密にしてほしいという形で要望されているわけですが、それを犯人捜しのなところ直結してしまうところについては、ちよつとこれからのいろんな他のケースのことも含めて、そういうことは戸田のところへやったら、全部当局にそのまま出されるというのも、思われてしまうのも具合が悪いので、当局

の方にはさつとだけ見せて、そして、概要を説明して、それで問い合わせするという形で質問を、協議をしてきました。その順序にのつとつて質問をしていきます。

まず、その封書ですけれども、三月十三日発送で宛名がパソコン打ちの茶封筒、戸田久和事務所様となって差出人はなし。A四の用紙が二枚入っていて、内容を列記すると、一、去年の十月以降、二人の本部総務課職員が自殺した。

二、そのうち一人は人事部門が長く、将来トップになるような人で、二月一日付け読売新聞に自殺の報道をされていた。

三、この職員には、公金横領とのうわさがあつた。あくまでもうわさだが、一切情報が伝わらない。

四、自殺した職員は死をもって責任を取ったのかもしれないが、消防のナンバー一とナンバー二は自分の保身のために、情報が漏れないように必死になっている。

五、三月十四日金曜日午後六時からホテル・アゴラ守口で約二百人の職員を集めて、退職者の送別会をするが、総務課の職員は仕事中に送別会の準備をし、早退する職員も数名いる。

六、昨年夏に職員二名がアダルトビデオ事件で、六箇月

の停職処分を受け、今回は公金横領問題だと。ナンバー一とナンバー二に責任はないのか。本来なら、依願退職、少なくとも進退伺いを出すべき。

七、戸田議員には、職員に質問して真相を明らかにしてほしい。

八、この文書を含めて外部には見せず、私も匿名とさせていただきます。

九、もし、動きがない場合は読売新聞にも同様の文書を送付しようと考えている。

そして、次に五月二日発送のはがきですが、これはぐにやぐにやな鉛筆手書きで、戸田久和様という宛名、差出人は消防組合職員よりとなっています。

内容としては、先日消防職員が一人自殺した。

二、それは、上司による。パワハラだ。パワハラで仲間が一人死にました。

三、どうか消防議会で取り上げて、責任を追及してください。無念を晴らしてください。こういう内容です。

私が言った整理番号は、この文書そのものには書いてありません。私分かりやすく整理しただけです。

こういうふうなことに基づいて、質問をしますけれども、この三月の封書という自殺二名の時期の早い順にA氏、B

氏としてですね、それぞれについてまず、その人の職階、職種と勤続年数、総務課に来てからの年数、総務課に配属された特段の理由があればそれもお願したい。

次に、自殺の時期と場所、そこは自宅のある市町村か。

次、どういう形の自殺だったか。身元はどのようにして分かったのか。

次、何か病気や障がいを抱えていたのか。

次、自殺直近の職場での様子はどうかだったのか。

次、職場と連絡を絶って自殺し、発見されるまでの経緯はどのようなものか。

次、警察は事件性のない自殺と判断したようだが、職場と自殺の関係可能性について、警察や家族から消防に対して、何か問い合わせや調査はあったか。

次、消防としては自殺の原因について、どう考えているか。自殺と職場との関係についてはどうかということをお二名についてそれぞれお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 今の戸田議員の一連の御質問にお答えさせていただきます。

まず、A氏は消防士で総務課人事担当でございました。

勤続年数は三年七箇月で、総務課では七箇月であります。長期療養後、医師からの助言もあり、日勤業務にしました。年齢は二十六歳です。

時期は平成二十五年十一月で、交野市内で発見されました。自宅のある市町村ではございません。

山中で家族が確認しました。

病気により約六箇月間長期療養もしてありました。

様子は、特段変わった様子もございませんでした。

出勤しないので、本人の携帯に電話するも電源がオフ状態であり、連絡が着かない状況でありました。

警察や遺族からの問い合わせや調査もありません。

自殺の原因についてということですが、全く消防としましては分からない状態でございます。近々に何かあったかを調べましたが、特段変わったことはございませんでした。続きまして、B氏は消防司令長で総務課参事で人事担当でございます。勤続年数は三十三年。総務課では十五年であります。年齢は五十二歳。

時期は平成二十六年一月三十一日金曜日で、神戸市内で発見されております。自宅のある市町村ではございません。公園で身元の分かる警察への手紙と家族が確認いたしました。

病気等も特段ございませんでした。

近々でも特段変わった様子ではありませんでした。

一月二十八日火曜日に出勤しないので、本人の携帯に電話するも電源がオフ状態で、連絡が着かない状況でありました。

警察や遺族からの問い合わせや調査等もございません。

原因につきましても、消防としましては、分からない状態でございます。近々の状況を調査しましたが、特段変わった様子もありませんでした。以上でございます。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 分かりました。自殺というのは、非常に難しい問題で、実は私高校時代の時に同級生が夏休みに自殺したことがありましたが、誰も家族も友人も、その彼が自殺するようなのを何か抱えていたとは全く思えない状況で、ある日突然、自分の勉強部屋から港へ行って身を投げるといったことがあった。いかにもいろんなことで苦しんでる自殺もあるし、他人には全く疑い知れない事由で、その時突然に何かを思い立った時に自殺するということもあるので、いろんな場合があるなというふうに考えております。



最初の若い消防士の人は、病氣療養の後に現場の仕事から総務課に配転されて、そこで何か苦にすることがあったのかも分かりません。こういうことは分かりませんが、次の質問に移ります。

次ですね、三月の封書でいうところの一人は人事部門が長く、将来トップになるような人だったと。これは五十二歳の方だと思いますけれども、これは本当なのかという事でお聞きします。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 まず、階級は消防司令長で、本消防組合ではナンバー三の階級に当たります。人事部門が長く、将来は幹部になる人材であったと思料します。以上でございます。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 次ですね、この封書でいうところの守門消防のナンバー一とナンバー二とは具体的に誰と誰なのか。氏名と職階を教えてください。

また、二十四年度も同じ方なのか、どうでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 消防正監の児玉消防長、消防監の稲田次長と考えます。

二十四年度も同様でございます。以上でございます。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 四番目の質問として、封書に書かれている公金横領のうわさと書いてみたり、まるで公金横領があつたかのような書き方をした非常に書き方が違っているんですけれども、同じ文書の中でですね。それはそれとしまして、公金横領のうわさとか公金横領問題による自殺といううわさというのは存在したのかどうか。消防で経理の不具合、不整合が何かあつたのか。何をどう調べたのかについてお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 自殺の原因の多くについてですね、公金の横領ということがあるため、消防組合の公金について不正支出の有無を調査しましたが、そういった事実はありませんでした。それを誤解し、うわさが出たのかもありません。

また、契約担当でもなく、当組合といたしまして、財務会計等のシステムも導入しておりませんので、システム上、不正なコンピューターの操作をして、不正な支出をするということは、不可能であります。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 まず、警察からひよつとしたら職場との問題が何かあるんじゃないかという問い合わせや調査も全くなかった。けれども、誰か職員が死んだ時にその業務の常として、念のため、その職員がかかわった業務を全て詳しく調べるといったことだったということですね。そして、その一環として経理についても詳しく調べた。ひよつとしたら、それを見ていた職員が、友達か誰かが、何か不正があったのではないかという誤解若しくは曲解、あるいは、そういうことに基づいたうわさというのが、尾びれ背びれが付いていったという可能性も考えられるかなとこのように思います。

ところで、今言われた契約担当者でないとか、システム的にこうだということについて、例えば、普通考えれば契約担当者でなくても上司としてナンバー三の方ですから、部下に、契約に特定業者に有利になるように何かプッシュ

するということが可能としたらあり得るのではないかと、あるいは、システムとしてできないというのは、具体的にはどういうふうな事なのか、今一つ詳しくお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 契約担当という立場ではございませんので、全てその者のところに話といいますか、いくシステムではなく、管財係が全て確認いたしました。その次は私、総務課長のところに入札なり、物品の購入なりの起案が運ばれますので、その者を通過するということは全くありません。

それと、公金を支出する際にですね、全く当消防組合では、アナログといえますか手書きの支出命令書、支出負担行為でやっておりまして、帳簿につきましても会計が管理する歳入歳出内訳簿、それと総務係がやります予算差引簿、それと通帳と。この三点、全て手で処理しております。コンピューターで処理はしていません。その三点、通帳等の帳簿ですね、この三点が全く同じにならないと監査に出せない。それが全く同じであれば、例月の出納検査の監査の方に出すというシステムですので、その監査の支出命令

書の添付にも全て契約書なり、支出負担行為なり、起案なりが全て付けておりますので、不正な支出ということは全  
くできないと考えております。以上です。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 今のお話を聞いて、アナログでやっているということがかえって不正がしにくい。何かあればすぐに分かってしまうシステムになっているということだと思えます。まあ、得てしてコンピュータシステムというのはとても便利で、どこでもやっているというふうに進められるわけですけれども、それはシステムをつくるのに、やっぱり何千万のお金が掛かるし、いったんそれを受け入れれば、その業者にもう言いなりに次々とバージョンアップを立て直したと、毎年度のように経費が掛かるということがありますから、その手作りのなことやっていてはメリットというのは、これはこれでいいのかなというふうに指摘して次の質問に移ります。

質問五番目として、はがきでいうところの先日自殺した職員とは誰だと思うのか。B氏、幹部のですね。ナンバー三のB氏自殺以降に新たな自殺があったのか。

もし、それがなかったとすれば、このB氏のように思え

ますけれども、一方で上司によるパワハラ自殺だとか、仲間が自殺に追い込まれたというような書き方をすると年の若い、去年自殺した方のようにも思えますけれども、消防当局としてはいかが受け止めてますでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 まず、一月三十一日以降、B氏以降です  
ね、自損者はいません。

B氏は消防司令長の階級であり、パワハラを受けたという  
ことは考えられませんし、パワハラを受けたという報告  
及び行為も現認できておりません。

A氏につきましても、パワハラを受けたという報告及び  
行為も現認できておりません。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 分かりました。パワハラということ  
は、かなり怪しい決めつけ方のように思えますね。

それでは、自殺当時のA氏の直近の上司は誰なのか。年  
上のナンバー三のB氏の直近の上司は誰なのか。氏名と職  
階を御回答ください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 A氏の上司は、直近の上司は総務課主幹、消防司令の降幡でございます。B氏の上司は、私、総務課長、消防司令長の久野でございます。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 了解しました。

それでは、次六番目ですが、A氏であれB氏であれ、その自殺に関して、これは上司によるパワハラだという声や疑惑は消防内部とか外部にあったのか。

また、それとは逆にパワハラによる自殺ではないと断定できる証拠、論拠というのはあるのかお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 消防内部でそういった声は聞いたこともございませんし、決してパワハラではないと確信を持っております。

また、御遺族、それから警察からの何の訴えや問い合わせもいまだにありません。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 七番目の質問ですけれども、退職者の送別会というのは、民間会社も含め、お役所いろんな団体で、どこの組織でも毎年普通に行われるものだと、

そのように思いますけれども、守門消防の場合は、まずいつ頃から行われるようになったのか。例年はどのように行われているのか。具体的にいうと、参加者の内訳はどうか。それは、職務か私用か、私の用か。任意参加か義務参加か。開催の曜日や時間帯はどうか。費用は誰がどのように支出するのかということをお答えください。

また、今年の退職者の送別会は封書で言っているような二百人規模だったのか。その参加者の内訳とはどういうものだったのかお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 一連の質問にお答えいたします。

かなり以前からの恒例行事でございます。

参加者の内訳は、退職する方と職員のみでございます。

これは私用で、任意の参加でございます。開催の曜日や時間帯は平日の十八時からでございます。費用は誰がどのように支出するのかということですが、費用は誰がどのようで、幹事が徴収いたします。

今年につきましても、おおむね約二百人の参加がございました。以上です。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 八番目の質問として、三月の封書では、この退職者の送別会のために、不当に仕事をさぼって早退したかのような書き方をしているわけなんですか、三月十四日金曜日に実際早退した職員は何人なのか、それぞれの早退時刻と早退の理由はどのように届けられているのか。有給休暇であるか否かお答えください。

また、早退している間、若しくは退職者お祝い会をする時の火災等の事件が発生した場合への備えも含めて職場状況との関係はどうかお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 十五名で、全員一時間の有休早退にて処理しております。

当務員九十六名で火災等について対応しております。当火災等の災害が発生しても、適切に対応できる体制となっております。以上です。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 分かりました。消防当局がこのような議会で公式に答えている。早退で、一時間早退で十五名ということについて、私はこれは偽りがあるというふうには考えられないと思います。

封書の方では、数名が勝手にさぼって休んだ。早退したかのような書き方をしているわけですが、この辺の書いた人がどういう位置にあつてどのようなお考えなのか、推測の材料になるのではないかというふうに思い、指摘しつつ次の質問に移ります。

九番目の質問として、三月の封書と五月のはがきというのは、同一人物だろうというように、消防当局に非常に批難をしているという意味では、同じように思いますけれども、全く違うような可能性もあると思います。

しかし、いずれにしても消防の職員、守門消防の職員ではないのか。若しくは、それにごくごく近い同調者や友人かなと思いますが。文面からすると総務課の職員の可能性が高いようにも思えます。

ところで、消防本部の総務課の職員は何名でしょうか。また、守門消防全体の職員数は何名でしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 平成二十六年四月一日現在で、全体職員数は再任用者を含めまして三百六十八名、総務課職員は二十一名でございます。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 分かりました。人間集団が何百人かおれば、その中にわずかであれ、その自殺者が起こるということはあり得る話なんですけれども、三百六十人規模の守門消防で、久野課長とか山田書記さんたちは勤続三十年とそこら辺の方と思いますけれども、ここ二、三十年で自殺者というのはどの程度、この二名の方を除いて、どの程度あったという大体の記憶で良いですけれどもお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 この二名を除きまして、過去十年で一名というふう聞いております。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 その組織に、例えば、ブラック企業

とかも一つの典型ですけれども、ブラック企業という言葉がどうかは別ですけれども、不法常習企業とかね。自殺者が多いということが組織の体質の悪さを示すバロメーターになったりすることはある話ですけれども。

守門消防の場合は、十年間で一名。多分、その前の協議で聞いた時にも二、三十年規模でもほとんど記憶がないともしあれば、この一つの集団ですから非常に記憶に残っているはずなんですけれども、ごくわずかしかない。たまたま去年、今年お二人の方が自殺したけれども、それが組織の体質なのかどうかということは、ちよつとこういう流れでは言えない問題ではないかなと推測します。

さて、次の十番目の質問に移ります。封書の内容で、私がおもしなければ読売新聞にも同じ文書を出しますということがあったんですけれども、読売新聞にもこの封書は届けられたのでしょうか。

三月十三日以降、読売新聞からの自殺に関連する取材はあったでしょうか。あったとすれば、いつ、どのような内容で誰に対してか。その結果はどうなったのかお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 読売新聞に届けられたかどうかという  
ことは把握しておりませんが、電話や取材、これといった  
ことは何もございません。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 分かりました。それでは、たまたま  
私にこういう文書が二通来て、三月消防議会の直前だっ  
たのですが、重要な問題なようでもあり、単なる怪文書  
のようでもあり、どうしたものかというのと迷いという  
ものもあって、五月に不気味な感じのぐにやぐにや書き  
のはがきも来たりしたというので、いろいろ考えた上で  
取り上げようと思っただんですが、消防議会の他の議員さ  
んたちにも似たような文書が届いたという話は聞いてま  
すでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 他の議員さんからこういった通報が来  
たという話は聞いておりません。ございません。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 それでは、守門消防に全般的な話に

ちよつとこう切替えながら話を聞きますけれども、一般  
に消防というのは、軍隊的な組織だと。上の命令は絶対  
だと。労働組合もないし、職場での組織体としての民主  
主義が、非常に保障されていないというようなことが、  
まあまあ、ちまたでよく言われることなんですけれども、  
守門消防において組織内に不正があっても、それを指摘  
しにくいとか、上司に専横、つまり非常に無理矢理横柄  
なことがあっても、部下はそれを拒否したり意見を言っ  
たりしにくいとかの面はないでしょうか。そういうこと  
は絶対にならないと言い切れるでしょうか。その点について  
お答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 絶対ないということはい切れません  
が、より良い雰囲気づくりに気を配っております。以上  
でございます。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 十三番目、最後の質問に近いですけ  
れども、パワハラ、セクハラについて、通報や苦情、相  
談の体制はどうなっているのでしょうか。通報者の保護

や秘密保持はどのようになされているのでしょうか。

また、第三者機関による受付の仕組みはあるでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 総務課人事教養係が相談の窓口になり、通報者の不利益にならないよう対象職員の上司に説明し、業務等の中で指導、是正させようと考えております。

第三者機関の相談窓口はございません。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 今の質問に関連してですね、不利益にならないように対応していると。当局側としてはそういう心持ちで、対応していると。しかし、そういう心持ちなり何かの仕組みがあるんですよということを職員に周知されているかどうかということですね、具体的に。

そういう点がまず一点と、総務課人事教養係が窓口といっても、二階の皆さん誰もが見れるところで、ぱっと行つて実はという話は普通できないだろうと思えますので、そこら辺の工夫とかは今のところはどのようになっているのか。不十分点が認識されるとすれば今後の改善についてはどうなのかお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 確かに相談しにくいフロアでありますので、個人の携帯電話等での相談になろうかと思えます。それと、周知ですけれども、具体的に人事教養係がこういう形でやるというふうに、職員にその都度周知しているというようなこともありませぬので、その辺が今後の課題となろうかと考えております。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 分かりました。そういうふうな課題を改善されて、職員にとってもこれはおかしいなというのがあれば、個人の秘密厳守でこういうことをしてもらえらんだということをちゃんとしていきたい。

また、質問協議の中では、仮に上司からのパワハラがあった場合は、その上司ではなくて、その更に上の上司か、もう一つ上の上司かにじわっと話を聞いて、様子を聞いたり、あるいは、職場での言動の実態を密かに調べてみたりしながら検討を進めていくと。まあ、こういうことを主幹の方がお答えになったわけなんですけれども、ただし、そういうことがそういう体制でそういう配慮して考えていま



すよということが職員側には実は伝わってない。伝えるシステムがないし、そういう広報もされていないということについては、今後改善していただきたいとこのように指摘しておきます。

それですね、次に公益通報、いわゆる内部告発という問題についてはその制度、体制についてはどうなっているのか。門真市や守口市ではどうなっていて、他の消防組織はどうなっているのか。

また、今までここ十年間、公益通報というのはあったのか。あったとすれば、どういう例でどう処理されたのかお聞かせください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 本消防組合に要綱はございません。

守口市は平成十八年四月、門真市は平成十九年二月に公益通報の要綱が制定されていることを考慮いたしました。本消防組合といたしましたしても、公益通報の要綱設置をこれから検討していきたいと考えます。近隣の消防一部事務組合には要綱はないと聞いております。

過去に公益通報はなく、両市にあってもないと聞いております。以上でございます。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 分かりました。先ほどのパワハラ、セクハラの問題で聞き忘れたんですが、パワハラとかセクハラとかで、当局の方に相談とか苦情とか寄せられたということは実際にはあるのでしょうか。ないのでしょ

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 ないと聞いております。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 最後から二番目ですけどね、パワハラやセクハラについて、あるいは、公益通報問題について、職員研修はどうなっているのでしょうか。幹部研修はどうなっているのか。必須のことになっているかどうかお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 ここ数年は、消防、警察、自衛隊、海上保安庁等のケアを主に行っております、兵庫県こころ

のケアセンターの臨床心理士をお招きし、パワハラ、セクハラ講演会を全職員対象に実施しております。幹部研修におきましても、パワハラ、セクハラ講習があれば幹部職員に受講させております。昨年も同様に受講させております。ただし、公益通報の研修は実施はしておりません。以上です。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 分かりました。先ほど言われた兵庫県こころのケアセンターというのが、その方を外部講師に招いて研修と。ここは、あの警察、消防、海上保安庁等の、その命を懸けて命令一下、現場に立つということ、まあ、そういう組織ですから、一般の会社とは違う。そういう組織の中でのいろんな問題を非常によく取り扱っている方、団体の方から講師に来てもらって、相談しているということについては、非常に実際的なというふうに思います。

次ですね、職員のメンタル相談、メンタルケアの体制はどうなっているのか。職員が気軽に相談できる体制になっているのかどうかお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 まず、市町村共済組合のリーフレットを全職員に配布しております。個人で電話相談、面談などとして、また、両市保健師、両市役所内ですけれども、それと兵庫県こころのケアセンターに相談できる体制を確立しております。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 分かりました。この頃、若い人たちの気質が変わってきたということがどこでも言われていますし、厳しい訓練、叩上げ、体で覚えさせるというだけでは上手いかなというのはいろんな組織でも聞いていて、まあ消防でもそうだというふうに聞いています。また、女性の職員雇用というのも進んでいますので、セクハラ問題、パワハラ問題ということもより一層幹部としては注意をして、そういうことにはないようにやっていく必要があると思いますので、その取組みをよろしくお願いします。

最後にこの封書では、戸田議員に追及してほしいと書きながら、この程度のお粗末な情報しか寄こさないということを私は不思議に思うんですね。本当にこれはおかし

いことがあるんだということであれば、名前は出したくないけれどもこうだとあれば、自分が特定されるのが嫌かもしれないけれども、客観的な資料、その写しとか詳しい事情とか、もうちよつと書いてるのが普通じゃないのかと思いますし、これが真面目な気持ちの通報なのかその通報した人の論理思考能力が低いのか。あるいは、心が病んでいるのか。ナンバー一とナンバー二の信用失墜や消防内のかく乱が目的なのか。私としてはいろんな可能性を考えざるを得ないわけですが、消防としてはどう考えてるのか、どう受け止めているのかお答えください。

また、過去にこういう内部告発めいた文書が消防議員に届けられたことがあったのかどうかをお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 池嶋一夫議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 消防議員にこういった文書が届けられたということは、全く伺っておりません。

今回の封書やはがきにつきましては、内容もどういう目的かも理解し難いものがございます。今後とも、明朗で風通しの良い職場づくりを進め、自ら命を絶つような職員が出ないように努めてまいりたいと考えております。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 最後に指摘をして終わらせていただきます。

市の、門真市の問題であれ、いろんなことで内部告発的な通報的なことは時々来るんですけど、私の電話やファックス、手紙で来ますけれども、やっぱり通報する方たちに求めたいのは、あなた個人の秘匿は必ず私がするか、そのことは信頼して自分の連絡先、氏名をちゃんと議員である私に明らかにしてくれと。そうでないと、あなたが出してきた訴え等について、裏付けとか当局側の言い分と照らし合わせて、更に深く調べるというのが全くだせないよということがあるわけですね。まずはその、仮にそれでも名前を隠したいというのがあったとしても、もうちよつと論理的に考えて、議員が追求できるように材料を揃えて出してくれないと、これは怪文書と思わざるを得ないと、そういうことも思うわけです。

今回、消防議会という公の場で取り上げて、記録や音声にも残すということをあえてしたというのが、やはり消防署の中か、そのごくごく近い人たちに何かわだかまりというか、何かもやもやとしたものを持っている方がごくわず

かであつてもいるのではないかと。そういう方の思い込みとか疑問とか誤解に対して、少なくとも消防当局はこのように答えていますよ。もし、あなたがこれを聞いて、なるほど、でも疑問などあれば、それを基にしてまた話を組み立ててくれと。まあ、そういうメッセージとして伝えておきたいという気持ちもあつてあえて取り上げさせていただきました。どうもありがとうございます。

○ 池嶋一夫議長 これをもつて、一般質問を終了いたします。

○ 九番 真崎求議員 議長

○ 池嶋一夫議長 真崎議員

○ 九番 真崎求議員 九番の真崎でございます。

発言等の通告はございませんが、発言をお許しただきたい。

○ 池嶋一夫議長 はい。お願いいたします。

○ 九番 真崎求議員 戸田議員の方から発言があつたことは、大変重要な問題であると私は思います。

我々、地方議員というのは、国会議員と違ひまして、中の発言を外で刑事、民事を含めて責任を問われると。こういう立場の議員であります。

従いまして、ただいまの発言の中でお亡くなりになられた方がですね、公金の疑いがあるというようなそういう事

実の指摘をされている。あるいは、残った組織にパワハラがあるか、あるというようなことをですね、この文書の中の発言とはいえ、指摘をされたわけです。こういった意味では、ただ個人の問題だけでは、個人の一般質問の中の問題だけではなく、議会全体としてですね、執行権を發揮、チェックする議会全体の問題であろうと、私はこのように思います。

従いまして、議長と副議長におかれましてはですね、この問題について、この亡くなられた方の名誉の問題もございまして、きちつとした対応をですね、執行権に対して申入れをさせていただいて、調査をされた上で、改めてですね、この件についてですね、御披露していただきたいとこのように要望いたします。

○ 四番 戸田久和議員 議長

○ 池嶋一夫議長 戸田議員

○ 四番 戸田久和議員 全く突然、真崎さんから発言がありました、それはそれで最もな理論であろうという面も考へるんですけれども、じゃあこれは、あくまでもこういう疑いがある。私もこれはどうもおかしな筋が通らない訴えではないかというふうなことを、今までのやりとり、時代のやりとりを含めて思いながら、これははっきりさ

せておこうという気持ちで行いました。

じゃあ今、疑いがあったて、それがどうもおかしいなというところで、そういうパワハラが全くありません。公金横領なんかとんでもない。全くありませんという断言をちゃんと明確な答弁をされたにもかかわらず、公金横領という言葉とか、パワハラとかいう言葉があるから不適切だと言って、仮にこれを議事録から抹消するとすれば、何の話をしたか分からなくなってしまうんですよ。そういう、どういう意図なのか、どういう結果を求めておられて想定されておられるのか、ちよつと疑問に思っています。

○ 池嶋一夫議長 戸田議員申し上げますけどね、議事録の抹消うんぬんということについては、真崎議員はおっしゃっていません。

ただ、戸田議員が発言、質問されたことに対して、亡くなられた方のこと。そしてまた、パワハラ等に、まあ個人の問題でもありますので、消防当局に再度、議会として調査するようという御指摘であったと私は考えております。

従いまして、十二月議会において、先ほどの質問に対して正副議長の任において再度調査をして、報告をさせていただきますか、それですよろしゅうございますか。

○ 四番 戸田久和議員 分かりました。そういうことであれば結構です。

○ 池嶋一夫議長 真崎議員もそれでよろしゅうございますか。

○ 九番 真崎求議員 はい。

○ 池嶋一夫議長 それでは、この件については、一応これもって終了とさせていただきます。

この際申し上げます。本年度の行政視察は、日程が決まり次第、議員を派遣したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者なし)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 池嶋一夫議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り、終始慎重に御審議の上、御提出いたしました案件を速やか

に御決定賜り、誠にありがとうございました。

また、この度新しく正副議長の御就任と議会構成が御決定されましたことは、誠に御同慶に絶えない次第でございます。どうか、議員各位におかれましては、今後ともより一層本消防組合運営に御指導、ごべんたつを賜りますようお願いを申し上げます、誠に簡単ではございますが、閉会に際しましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○ 池嶋一夫議長 続きまして、閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本臨時会の全日程を滞りなく、無事終了させていただきました誠にありがとうございました。

また、組合議会役員選挙に当たりましては、各位の御理解と御協力をいただき、私ども正副議長に賜りました、暖かい御声援とともに、ここに無事、円滑に新しい組合議会の構成を遂げましたことに対し、改めて御礼申し上げます。私どもは、消防行政に携わる者といたしまして、その職務を深く認識し、さらに研鑽を重ね、住民の福祉の向上のために最善の努力をいたす所存でございます。今後とも、議員各位を初め、理事者におかれましても、御指導を賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございます

が、閉会の御挨拶いたします。

それでは、本臨時会はこれもちまして、閉会いたします。どうも御苦勞様でございました。

午前十一時四分閉会

~~~~~